東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター
特任研究員 募集のお知らせ

1. 職名及び人数：	特任研究員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間：	2027年4月1日以降できるだけ早い時期～2028年3月31日
3. 更新の有無：	更新する場合があり得る。 更新する場合は１年ごとに行うが、更新回数は3回、在職できる期間は 2030年11月30日を限度とし、以後更新しない。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、 契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間：	採用された日から14日間。
5. 就業場所：	東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1） 最寄駅：地下鉄千代田線　根津駅　　徒歩12分 南北線　東大前駅　　徒歩10分 丸の内線　本郷三丁目駅　徒歩15分 ※変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属：	附属システムデザイン研究センター ※業務の都合により変更することがある。
7. 業務内容：	誤り訂正量子コンピュータ向けコンパイラ開発 ・超電導をもちい、表面符号等の誤り訂正機能をもつ量子コンピュータ向けの コンパイラの研究開発。 ・格子手術のスケジューリングや配置配線等のアルゴリズム開発,ツール開発,実験 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
8. 就業日・就業時間：	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
9. 休日：	土日、祝日法に基づく休日、12月29日～1月3日は休日。
10. 休暇：	①　年次有給休暇　就業規則に基づき付与 ②　特別休暇　就業規則に基づき付与
11. 賃金等：	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め、月額40万から月額85万を超えない 範囲で、資格、経験等に応じて決定。 通勤手当（当方で定める支給要件を満たした場合は、当方規定により算定した額を 支給、最高55,000円/月） 退職手当、賞与は無し。 原則毎月17日支給。
12. 加入保険：	文部科学省共済組合、雇用保険に加入。
13. 災害補償：	労働上の災害や通勤時の災害については、労働者災害補償保険法および 東京大学教職員法定外災害補償規程により補償。
14. 応募資格：	以下の技術領域について1つ以上の経験を有すること (1) 量子コンピュータ向けコンパイラの開発に従事可能な知識がある。 (2)パウリ演算等、量子計算の論理的な基礎知識を持っていること。 着任時までに博士号を取得していること。
15. 応募書類：	①　東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし、作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ②　研究業績リスト(書式自由) ③　これまでの研究や業務内容(A4で2枚) ④　使用可能なツール、プログラミング言語などを記載したスキルシート(A4で1枚)
16. 応募方法：	応募書類の電子ファイルを以下URLにアップロードして下さい。 https://ic-files.t.u-tokyo.ac.jp/public/g5ZyAa09_rJ163DkHQUdDtGZQVbSn-XzQ4DCZSokaW9b ※２～３日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
17. 応募締切：	2027年1月29日（金）　ただし、適任者が見つかり次第締切ります。 書類選考の後、面接試験受験の可否を連絡します。
18. 担当者：	〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1　工学部2号館112C2室 東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター 担当：若林・内間・豊井　dlab_admin@dlab.t.u-tokyo.ac.jp
19. 募集者名称：	国立大学法人東京大学
20. 受動喫煙防止措置の状況：	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
21. その他：	応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報は正当な理由なく第三者への開示、 譲渡及び貸与することは一切ありません。 応募書類の返却はいたしません。当方で責任を持って廃棄します。 勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員就業規則等をご覧ください。 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。
22. 留意事項：	採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、 外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、 一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難 となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、 職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。